

非行がきわだつた特徴となつてゐる。また、非行の入口に立つてゐるといふわれる「ぐ犯不良行為少年」も一万七千人以上を数え、(表10)被害や非行につながる少年の家出も中学生がトップを占めている。(表11)この家出や薬物乱用などでは、女子生徒が多いのが特徴である。

以上のように本県の実態は全国的にみると低い位置にあるが、非行等の内容を分析してみると、粗暴化、集團化、低年齢化、中学生の急増、初発型

非行(従来は、遊び型非行と称した)の増加など、その傾向は、全国と類を一にしている。(福島県警察本部資料)

三 少年非行の背景

非行は、厳密にいえば、一人一人、それぞれの事件で原因が違つてゐる。また非行の究明には、医学、心理学社会学などそれぞれの立場から科学的研究されてはいるが、これらを統合した多角的な観点や理解が必要である。

(1) 本人に素質的要因がある場合
① 性格異常、情緒障害などの問題
② 思春期における発達障害、発育の遅滞、不調和、成熟の加速現象。

(2) 非行を生みやすい環境上の要因
① 家庭
・核家族化や親の心理的な不在に基づく人間関係の障害。
・戦後の家庭の無力化、孤立化、親の養育態度の混乱、正しい愛情と権威の欠如。

表2 ◇ 増加を続ける少年非行

昭和57年中に県内で捕導された少年は22,707人で、前年に比べ1,621人(7.7%)増加し、依然として戦後第三のピークを形成しています。

区分	年別	昭57	昭56	増減	率(%)
非 行 少 年 等	刑 少 法 犯 年	犯 罪 少 年	3,513	3,229	284 8.8
		触 法 少 年	1,246	1,302	▲56 ▲4.3
		小 計	4,759	4,531	228 5.0
	特 别 法 犯 年	犯 罪 少 年	754	978	▲224 ▲22.9
		触 法 少 年	24	14	10 71.4
		小 計	778	992	▲214 ▲21.6
		計	5,537	5,523	14 0.3
	ぐ犯、不良行為少年	17,170	15,563	1,607	10.3
	合 計	22,707	21,086	1,621	7.7

(注) ▲は減少以下同じ

表3 成人を追い越す

全刑法犯の中に占める少年(14歳未満の触法少年を除く)の割合は、昭和56年から半数以上となったのです。

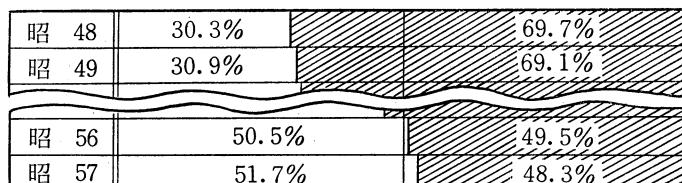


表4 低年齢化が続く

16歳を頂点に14歳～16歳少年が全体の52.2パーセントを占めています。

